

第 5 章

公益信託制度について

第 1 節 公益信託制度の概要

1. 公益信託の定義

公益信託とは、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である（信託法〔大正 11 年法律第 62 号〕第 1 条及び第 66 条（以下本節において、特に記載のないものは信託法の条項を指す。））。

2. 公益信託の特色

公益信託とは、上記のとおり、一定の公益目的のためにされる信託であるが、その公益目的として規定上例示されている内容は公益法人と同じであり、また、その実際の社会的機能も公益法人、特に財団法人と類似している。

しかし、公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理・運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なる。

また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能である。

3. 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（第 1 条及び第 2 条）、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって成立する（第 68 条）。

公益信託は、主務官庁の監督に属し（第 67 条）、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（第 15 条から第 18 条まで及び第 28 条）。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（第 20 条）等を負い、信託義務違反に対しては損失を補てん補をしなければならない（第 27 条及び第 29 条）。

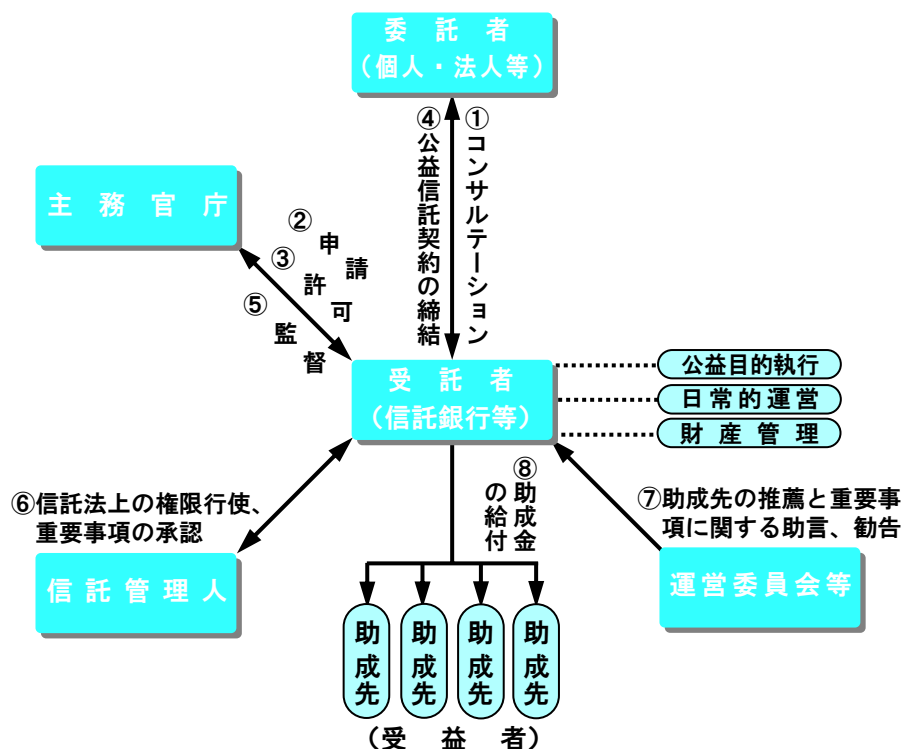
4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成 6 年 9 月 13 日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔資料 29〕があり、所管官庁においては、この基準ののっとりた指導監督等が行われている。

5. 公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したものが、図5-1-1である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図5-1-1 公益信託の運営



【出典】(社) 信託協会「公益信託—その制度のあらまし—」

- ① 委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。
- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。
- ③ 主務官庁は、これを審査の上、許可する。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。
- ⑤ 主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。
- ⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- 事業計画・収支予算の作成
- 助成金給付のための基礎資料の収集・管理
- 助成金給付先の募集、受付及び選考
- 信託管理人・運営委員会に関する事務

- 主務官庁への諸届事務
- 信託事務及び財産状況の公告
- 委託者への報告
- パンフレット・年次報告書の作成
- 授賞式等の挙行に係る事務

6. 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が特定公益信託（注1）の信託財産とするために支出した金銭は寄付金とみなされる（法人税法第37条第6項）。

さらに、認定特定公益信託（注2）の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に、寄付金控除等の優遇措置の対象とされる（所得税法第78条第3項又は法人税法第37条第6項）。

第2節

公益信託の現況等

1. 信託数及び信託財産

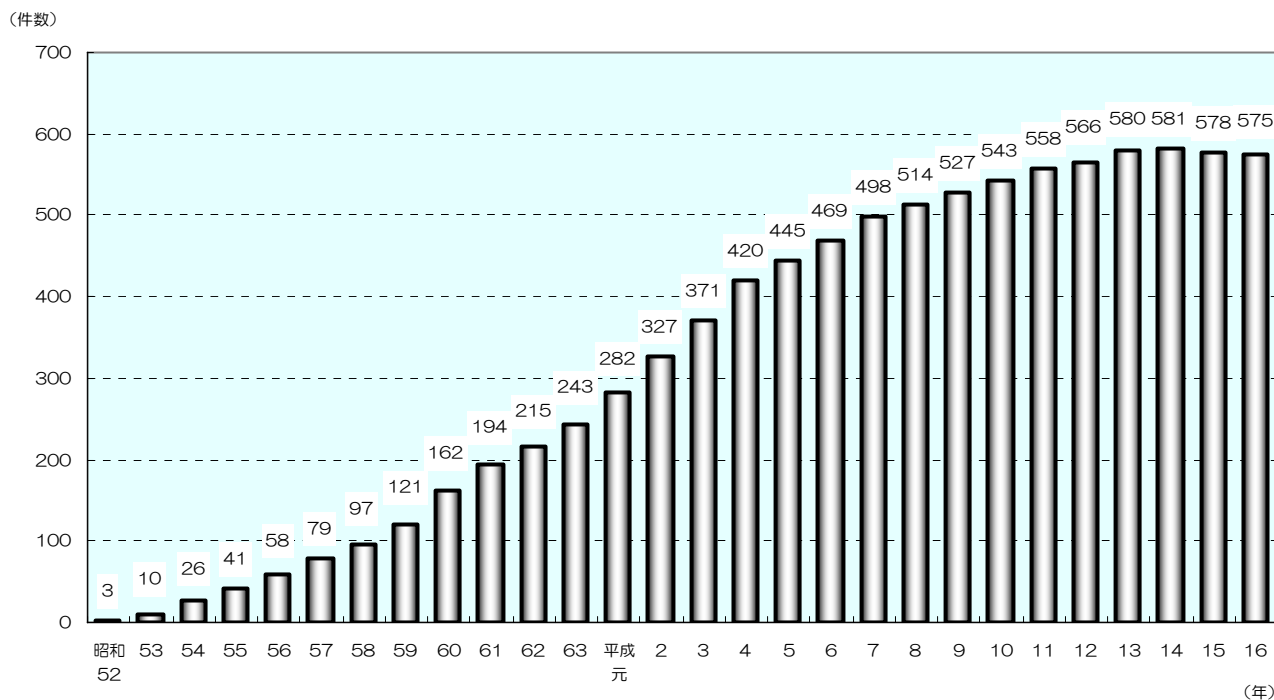
公益信託は、信託法が制定された当初から長い間利用されていなかったが昭和52年5月に初めて利用されて以来、昨今の公益活動に対する一般の関心の高まりやニーズの拡大・多様化によって、厳しい経済情勢にもかかわらず信託数は伸び続けてきた。

平成16年10月1日現在の信託数は575件で前年より3件減少し、信託財産は約7億円減少の約714億円であった（図表5-2-1）。また、平成15年10月2日から16年10月1日までの1年間における新規信託数は5件、当該信託財産は約4億円であった。

（注1）特定公益信託とは、公益信託のうち、信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託銀行等であることという要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

（注2）認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいう。

図表5-2-1 信託財産規模別信託数



所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未 満	1千万円以上 5千万円未 満	5千万円以上 1億円未 満	1億円以上 5億円未 満	5億円以上		
国 所 管	188	25	63	39	52	9	31,838,949	169,356
都道府県所管	387	48	185	82	59	13	39,527,405	102,138
合 計	575	73	248	121	111	22	71,366,354	124,115
	比率(%)	12.7	43.1	21.0	19.3	3.8		

2. 信託目的別信託数

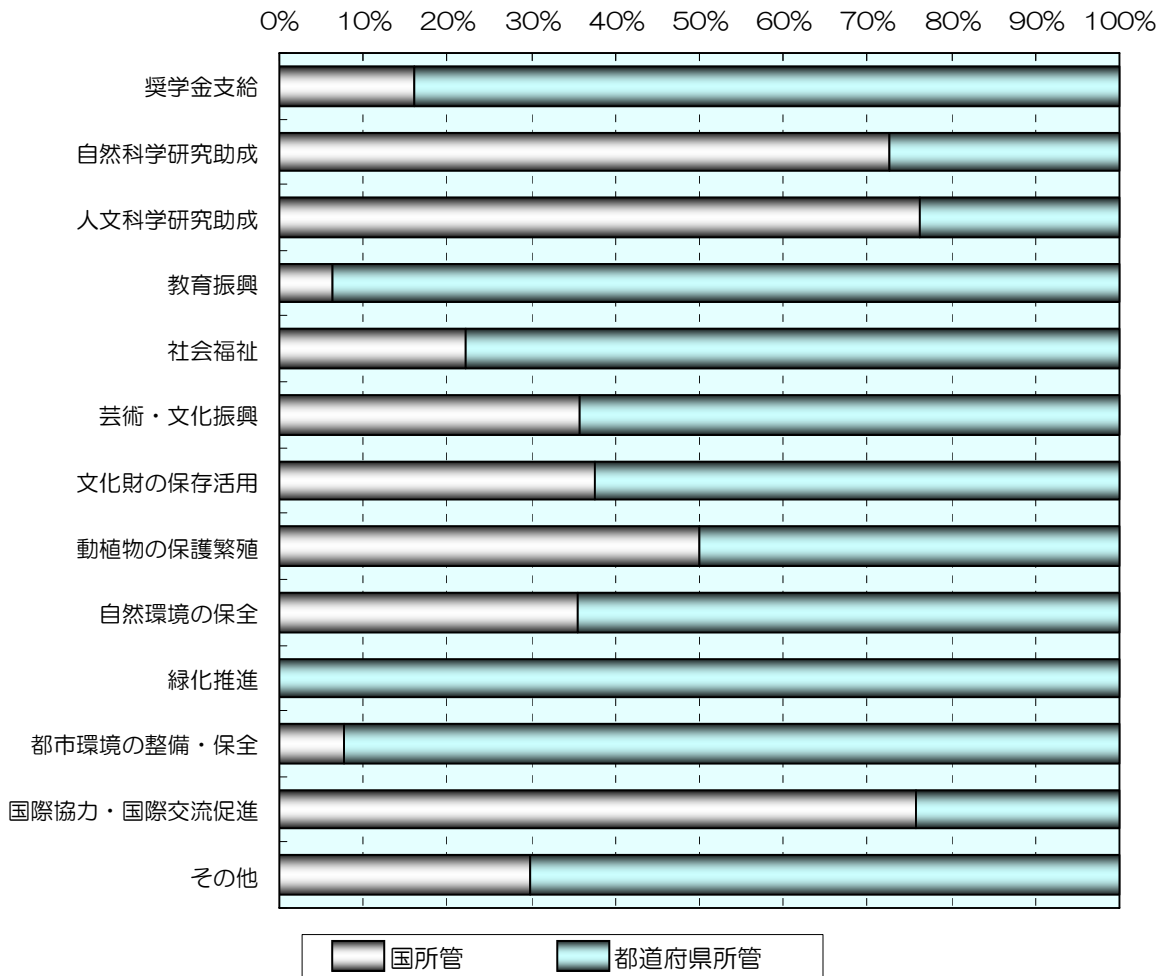
信託目的別信託数を示したものが、図表5-2-2であり、奨学金支給、教育振興、国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管、都道府県所管の占める割合を見ても、国際協力・国際交流促進、人文科学研究助成、自然科学研究助成については国所管の割合が高く、緑化推進、教育振興、都市環境の整備・保全については都道府県所管の割合が高くなっている。

なお、それぞれの信託目的の内容は、次のとおりである。

- ① 奨学金支給
小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの
- ② 自然科学研究助成
自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ③ 人文科学研究助成
人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ④ 教育振興
学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑤ 社会福祉
社会福祉活動に対する助成を目的とするもの
- ⑥ 芸術・文化振興

- ⑦ 文化財の保存活用
文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの
- ⑧ 動植物の保護繁殖
動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑨ 自然環境の保全
自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑩ 緑化推進
国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑪ 都市環境の整備・保全
都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑫ 国際協力・国際交流促進
海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの
- ⑬ その他
上記以外を信託目的とするもの

図表5-2-2 信託目的別信託数



信託目的	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
奨 学 金 支 給	199	28.0	32	13.4	167	35.4
自 然 科 学 研 究 助 成	77	10.8	56	23.4	21	4.4
人 文 科 学 研 究 助 成	21	3.0	16	6.7	5	1.1
教 育 振 興	94	13.2	6	2.5	88	18.6
社 会 福 祉	63	8.9	14	5.9	49	10.4
芸 術 ・ 文 化 振 興	56	7.9	20	8.4	36	7.6
文 化 財 の 保 存 活 用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動 植 物 の 保 護 繁 殖	4	0.6	2	0.8	2	0.4
自 然 環 境 の 保 全	31	4.4	11	4.6	20	4.2
緑 化 推 進	2	0.3	0	0.0	2	0.4
都 市 環 境 の 整 備 ・ 保 全	26	3.7	2	0.8	24	5.1
国 際 協 力 ・ 国 際 交 流 促 進	83	11.7	63	26.4	20	4.2
そ の 他	47	6.6	14	5.9	33	7.0
合 計	711	100.0	239	100.0	472	100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託がある。
2 割合は、延べ信託数に対する百分率である。

3. 主務官庁別信託数

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表5-2-3である。

表5-2-3 主務官庁別信託数

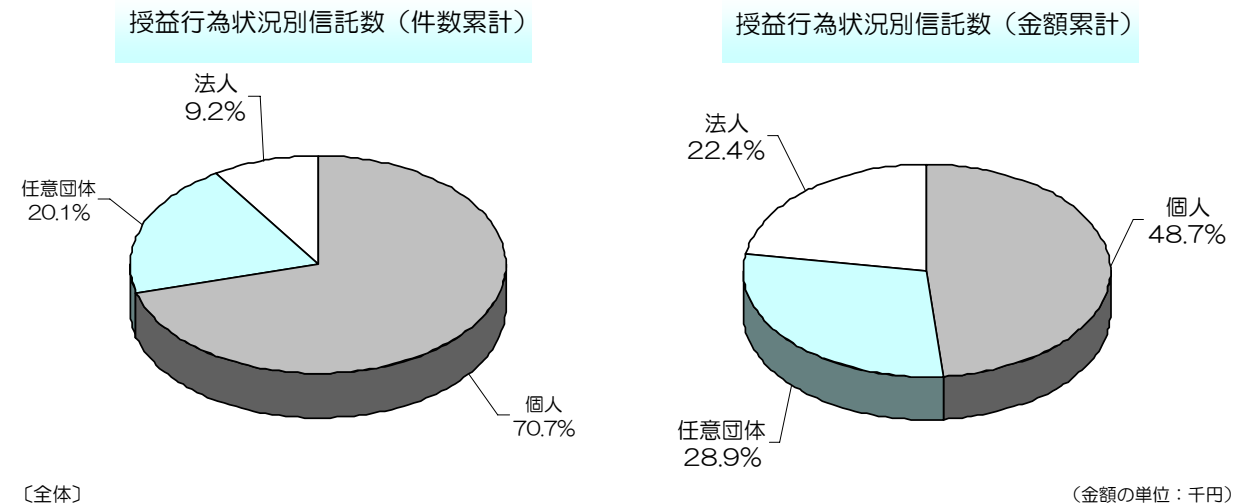
	本省庁	地方支分部局	知事	教育委員会	合計	割合(%)
内 閣 府	0	—	14	—	14	2.3
警 察 庁	1	—	1	—	2	0.3
防 衛 庁	0	—	0	—	0	0.0
金 融 庁	0	0	0	—	0	0.0
総 務 省	20	0	14	—	34	5.7
法 務 省	3	—	0	—	3	0.5
外 務 省	17	—	0	—	17	2.8
財 務 省	0	0	0	—	0	0.0
文 部 科 学 省	88	—	1	276	365	60.8
厚 生 労 働 省	32	0	42	—	74	12.3
農 林 水 産 省	6	—	4	—	10	1.7
経 済 産 業 省	21	—	2	—	23	3.8
国 土 交 通 省	7	0	25	—	32	5.3
環 境 省	15	—	11	—	26	4.3
省 庁 別 合 計	210	0	114	276	600	100.0

(注) 合計は延べ数

4. 授益行為の状況

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したものが、図表5-2-4である。これによると、個人を対象としているものが、全体件数83,867件のうち59,293件（70.7%）、合計金額約308億円のうち約150億円（48.7%）であり、件数及び金額ともに最多である。

図表5-2-4 授益行為状況別信託数（累計）



所管官庁	授益行為状況								
	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国所管	188	14,059	8,397,081	3,392	2,254,216	2,371	2,726,732	19,822	13,378,029
都道府県所管	387	45,234	6,581,849	13,493	6,644,819	5,318	4,169,009	64,045	17,395,676
合計	575	59,293	14,978,930	16,885	8,899,035	7,689	6,895,741	83,867	30,773,705

(注) 共管重複分を除く実数

5. 今後の展望

公益信託は、前節において述べたように、公益法人、特に財団法人と類似した制度であるが、財団法人と異なり、

- ① 法人設立の登記、事務所の設置、役職員の確保等、財団法人の設立の場合に必要な諸手続き等の必要がなく、比較的设置の手続き等が容易であること、
- ② 財団法人においては、基本財産を基に、永続的又は相当長期にわたって事業活動を継続させるため、設立時に比較的多くの資金が必要とされるが、公益信託の場合には、信託財産の取り崩しや短期の配分費消も可能であり、比較的少ない資金によっても設定が可能であること、
- ③ 財団法人においては、公益目的の活動に当たり、役職員、事務所等の法人の組織体制の維持のための経費を要するが、公益信託の場合には、これらのコストがなく比較的資金を効率的に活用できること、

等の諸特徴が認められる。

こうした公益信託の特徴等によって、上記で述べたように、厳しい経済情勢にもかかわらず、信託数はすう勢的に伸び続けてきたものと考えられる。

今後、個人のレベルにおいて比較的容易に公益活動への参加を実現することのできる一つの選択肢として、公益信託はその受け皿として大きな可能性を有していると考えられる。

このため、今後とも、公益信託制度の国民への周知を図っていくとともに、その利用に当たって支障となる課題があればその解決を図りつつ、公益信託の普及を促していくことが求められる。

COLUMN**公益信託の新たな展開**

～公益信託の先進的活用の事例～

公益信託は、事務局の設置が不要なこと等から、類似の機能を有する財団法人に比べ比較的低額の資金により簡易な手続で設置でき、より効率的に公益事業を行うことが可能といわれている。近年、低金利等の厳しい経済社会情勢の中で、その設定や管理運営に当たり新たな創意工夫を活かして、様々な新しい取組みを行う公益信託の事例が増えてきている。

●高齡化時代を先取りした公益信託

平成13年12月に設立された公益信託成年後見助成基金は、高齡等に伴い判断能力が低下した際に後見人を立てることができるという民法上の新たな成年後見制度（平成12年4月1日から施行）において、後見人となる者に報酬の一定額を補助するための公益信託である。高齡者等の中には、財産が乏しいため後見費用が払えず、後見制度が利用できない者も多く、これらの者に対する財政的支援には大きな意味があるものと考えられる。

本公益信託の運営には一定の資金の確保が必要であるが、近年は高齡者等の中に社会貢献のために寄付をしたいと考えている者も多く、本公益信託は高齡者等にとって身近な問題を扱っているものだけに、寄付の受け皿として認知されやすい特質を持っている。このようなことから、本助成制度の趣旨に共感し、遺贈等により自分の財産を寄付する者も多く、信託財産は年々増加している。このため、更に支援対象を拡大することが可能になるなど、事業運営上も好循環を形成している公益信託といえる。

なお、本公益信託については、成年後見制度に関する相談窓口である社団法人成年後見センター・リーガルサポートが、基金のPRや事務処理一般等の面で運営協力を行っている。

●複数公益信託基金の共同管理

信託財産が比較的少額の場合には、大きな運用益が期待しにくい現下の経済情勢とも相まって、事業費を十分に確保できないことから、公益信託が十分な活動を行うことが困難となる場合が多い。このような場合、一つの方法として、類似目的を有する複数の基金を一つの公益信託で共同管理する等の方法により、事務手続の簡素化や管理費用の圧縮を図ること等が有効と考えられる。

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）は、昭和54年11月に発足した国際協力助成を行う公益信託であるが、1千万円以上のまとまった寄付については、特定目的のための個人や法人の名称等を冠した特別基金を設定することができ（平成16年度末現在17件の特別基金を設定）、これらの特別基金を一括して管理する募金型の公益信託である。特別基金については、各々の基金が独立した公益信託と実質的に同じ機能を有しながら、個別の信託設定手続が不要であり、また一括管理により効率的な基金の運用が可能となっている画期的なものである。本公益信託については、特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21（設立予定）が、助成事業の発掘やモニタリング等の面で運営協力を行う予定である。

こうした募金型公益信託においては、事務の簡素化、管理費用の低減効果に加え、寄付者にとっても個人名等を冠した個別の基金を設定できることで、寄付を行うインセンティブが働きやすいという効果もあるものと考えられる。さらに、公益法人やNPO等が当該公益信託の管理運営に携わっている場合には、助成分野の専門性が発揮されやすいという利点も加わると考えられる。

同様の仕組みを有する募金型の公益信託としては、平成3年6月に発足した地球環境保全分野における公益信託地球環境日本基金（平成16年度末現在12件の特別基金を設定、財団法人地球・人間環境

フォーラムが助成事業の情報収集や調査等の面で運営協力) 等いくつかの例がある。

●自治体等による活用

近年では、地方公共団体等の行政機関が行政財産等を信託して防災やまちづくり等に関する民間事業を支援する事例も増加している。

公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンドは、阪神・淡路大震災等を教訓に、非常災害時において、迅速かつ効率的な災害救助活動に必要なボランティアの派遣や受入れ等の事業を助成するために、平成14年8月に静岡県及び関連団体が出えんして設定された公益信託である。本基金には平常時の活動はなく、非常災害の発生時において初めて発動するという点が、公益法人等とは異なる公益信託ならではのユニークな特徴となっている。

また、平成15年3月に「うつくしま未来博」の成果承継基金を原資として設定された公益信託うつくしま基金は、福島県内の地域づくりを県民参加の下に継続的に行っていくため、財政基盤の十分でない県内のボランティア活動団体への助成を行うものである。本基金の設立に当たっては、設立や運営の簡便性や効率性から、公益信託の採用が関係者の全会一致で採択されたという経緯がある。これは、ボランティア団体の助成事業を行う仕組みとして、公益信託の有する設定手続等の簡便性、運営の効率性や透明性等が高く評価されたものと考えられる。

近年、地方公共団体による公益信託の活用が広がりを見せている背景としては、災害対応やボランティア育成といった行政と市民の連携が求められる分野の事業運営において、比較的簡便に設立でき、運営の透明性が高い公益信託のスキームが、行政のスリム化等にも適した仕組みとして、行政の間でも積極的に認知されつつあるためと考えられる。

なお、以上の公益信託と同様の取組は他県でも行われており、災害ボランティア活動支援の分野では福井県、新潟県、秋田県などで類似の取組が、その他一般的なボランティアやNPO支援については、高知県、青森県、岩手県、岐阜県等に同様の公益信託が存在する。

●むすび

以上のように、公益信託においては、その運営の効率化・活発化等のために様々な創意工夫が図られてきている。今後、少子高齢化の進展等により、公益活動の社会的な関心や需要は一層増加し、また多様化の途をたどると予想されるが、その中で公益信託には、その特性を十分に活かしながら、多様な公益活動を積極的に展開していくことが期待されている。

【本コラムで取り上げられた公益信託の概要】

公益信託名	引受許可年月日	助成分野	信託財産（15年度） 〔単位：千円〕
成年後見助成基金	平成13年12月18日	成年後見	68,916
アジアコミュニティトラスト	昭和54年11月7日	国際協力	426,767
地球環境日本基金	平成3年6月17日	環境保護	274,787
静岡県災害ボランティア活動ファンド	平成14年8月16日	災害対応	50,162
うつくしま基金	平成15年3月25日	ボランティア育成	1,124,710